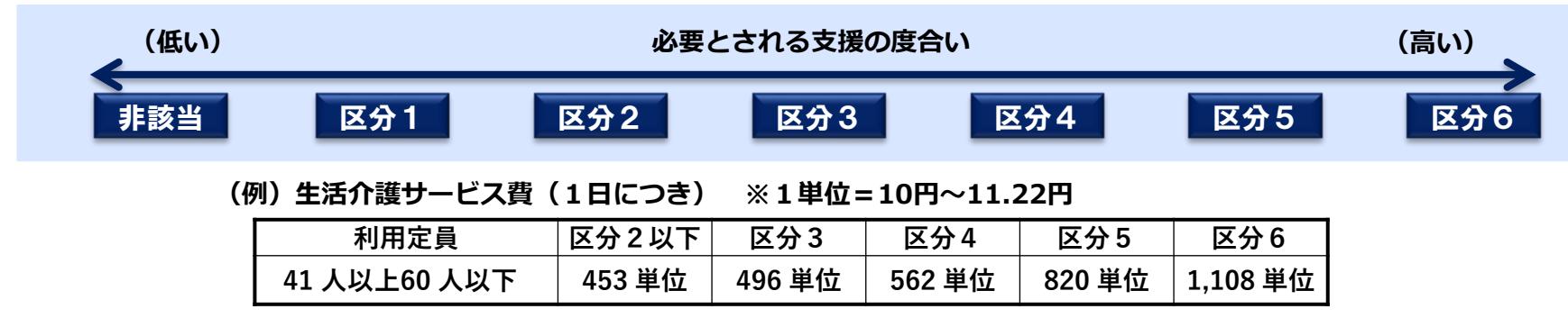


障害者総合支援法における障害支援区分の概要

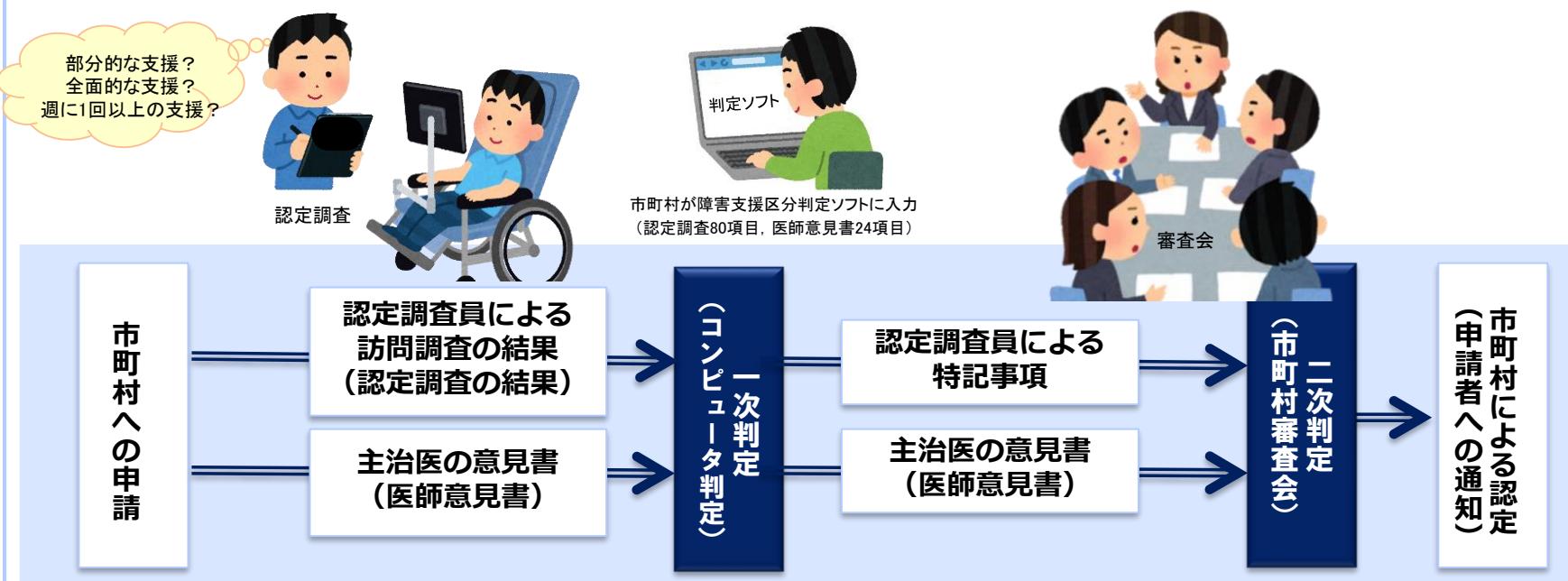
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

- 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き（法第20条、第21条）

- 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



障害支援区分の認定調査項目(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)

1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)

2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用

3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)

3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-

4. 行動障害に関連する項目(34項目)

4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-

5. 特別な医療に関連する項目(12項目)

5-1点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3) (令和3年8月27日付事務連絡)

各都道府県障害保健福祉担当主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3)

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、障害支援区分の認定調査の対象者への面会が困難な場合においては、臨時的な取扱いとして、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができることとしているところです(「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その2)」(令和2年4月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡))。

今般、当該取扱いに関連して、新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害支援区分の認定調査の臨時的な取扱いについて、下記のとおりとしますので、本件事務連絡について、管内の市町村に周知いただくようお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している対象者の認定調査が困難な場合、オンライン(情報通信機器を通じてリアルタイムに行う方法)による認定調査を行えるものとする。

なお、認定調査にあたっては、認定調査に一定の知識を有する相談支援従事者、医師・看護師等が同席し、認定調査員の指示・指導の下、対象者の心身の状況を確認する等適切な関与ができることや、認定調査員がリアルタイムの映像で対象者の心身の状況を確認することにより、障害特性や個別の認定調査項目の選択を適切に行うことができる環境(調査の水準や対象者の安全、情報セキュリティの確保)が整っていると判断する場合に限るものとする。

2. 認定調査票の特記事項欄に、相談支援従事者、医師・看護師等の関与を得てオンラインで認定調査を実施したこと等を記載し、市町村審査会で把握できるようにすること

障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その2) (令和2年4月15日付事務連絡)

各都道府県障害保健福祉担当主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その2)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて」(令和2年3月5日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)において、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している対象者の認定調査が困難な場合、臨時的な取扱いとして、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができるをお示したところです。

今般、当該対象者以外の全ての対象者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、障害支援区分の認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うこととします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知いただくようお願いします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号)(抜粋)

(申請)

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二百九条第一項を除き、以下同じ。)若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

5 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

(障害支援区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九号)(抜粋)

(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「指定障害者支援施設等」といふ。)

(法第二十一条第一項の障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害支援区分の認定に限る。)

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者(以下「指定一般相談支援事業者」といふ。)又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

73

(法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十条 法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

認定調査員マニュアル(抜粋)

1. 認定調査及び認定調査員の基本原則

- 障害支援区分に係る認定調査については、市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修を修了した者(以下「認定調査員」という。)が実施する。
- 認定調査の内容から、認定調査員は保健、医療、福祉に関しての専門的な知識を有している者が任命されることが望まれる。また、認定調査の結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから、認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。さらに、認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要がある。
- 認定調査は、原則1回で実施する。このため、認定調査員は、認定調査の方法や選択基準等を十分理解した上で、面接技術等の向上に努めなければならない。認定調査員は、自ら調査した結果について、市町村審査会から要請があった場合には、再調査の実施や、照会に対する回答、市町村審査会への出席、審査対象者の状況等に関する意見等を求められることがある。
- 認定調査員は、過去にその職にあった者も含め、認定調査に関連して知り得た個人の秘密について守秘義務がある。このことは、市町村から認定調査の委託を受けた認定調査員も同様である。これに違反した場合は、公務員に課せられる罰則が適用されることになる。ここでいう「公務員に課せられる罰則」とは、地方公務員法では、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処すると規定されている。(「地方公務員法」第34条第1項及び第60条第2号)